

## 資料 6

# 高圧ガス保安法関係法令の 改正等について

2022年3月11日

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課

# **(1) 高圧ガス保安法関係 法令改正、国の動向について (2021.7.9～)**

# <法令改正、国の動向について>

改正概要	施行
1. 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和	2021年10月27日
2. 高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定	2022年1月26日 (公布)
3. 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」閣議決定	2022年3月4日 (記者発表)
4. (参考) コールド・エバポレーター (CE) の定義見直し	2022年2月 (解説・Q&A)

## 1. 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和

高圧ガス保安法施行令について、冷凍設備内における高圧ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素及び空気（以下「ヘリウム等」という。）について、二酸化炭素及びフルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める難燃性の基準に適合するものに限る。）と同じ扱いとする旨の改正がされた。

### <改正概要>

- ①冷凍則第2条第1項第3号に規定される不活性ガスの定義に、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン及び窒素を加える。
- ②二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者と同様に、ヘリウム等のガスの製造業者についても一定規模（20冷凍トン以上50冷凍トン未満）のガスの製造設備については、冷凍保安責任者の選任義務を免除することとする。
- ③二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者と同様に、ヘリウム等のガスの製造業者についても一定規模（3冷凍トン以上5冷凍トン未満）の冷凍機器については、技術基準に従って製造する義務を免除することとする。

参考：経済産業省 HP

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2021/10/20211020\\_koatsu\\_reito\\_kaisei.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/10/20211020_koatsu_reito_kaisei.html)

## 2. 高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定

高圧ガス保安法に基づき都道府県知事が行う製造保安責任者試験・販売主任者試験の手数料は、標準額を見直し、以下のとおり改定されましたのでお知らせいたします。これらの手数料は、**令和4年度の試験から適用されます。**

	改正前	改正後
<b>製造保安責任者 乙種（化学・機械）、第二種冷凍機械</b>	9,300円	11,600円
<b>製造保安責任者 丙種化学（特別・液石）、第三種冷凍機械</b>	8,700円	10,300円
第一種販売主任者	7,900円	9,000円
第二種販売主任者	6,200円	7,200円
液化石油ガス設備士（*）	21,400円	23,200円

※ 表中の金額は書面申請の手数料。電子申請(インターネット申請)の場合は500円引き  
(\* )「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく試験

参考：経済産業省 HP

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/01//20220126\\_kouatsu\\_2.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/01//20220126_kouatsu_2.html)

### 3. 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」 閣議決定

「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。現在開会中である、第208回通常国会に提出される予定です。

#### <法律案概要> ※高圧法抜粋

##### ①スマート保安の促進

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、安全確保を前提に、その保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査の在り方を見直す。

⇒ 「**認定高度保安実施事業者制度**」の創設

##### ②カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について、安全確保を前提に、高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化

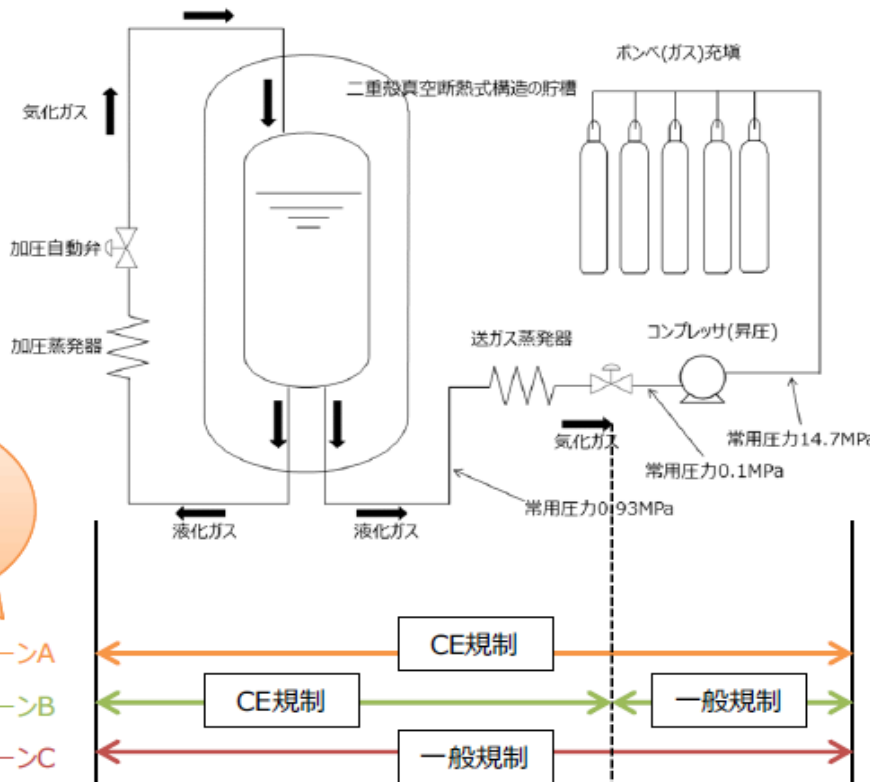
参考：経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004.html>

## 4. (参考) コールド・エバポレーター (CE) の定義見直し

昨年7月の連絡会でもお知らせしましたが、コールド・エバポレーター (以下: CE) については、**ポンプやコンプレッサの処理設備等が接続されたもの**など、様々な設備構成のものが現れた背景を踏まえ、令和3年4月1日に定義を明確化されました。

国から参考資料の提供がありましたのでご紹介します。



※改正前は以下の点から運用に差異が生じていました。

○「貯槽」と「蒸発器」以外の設備が接続されたものがCEに該当するかどうか不明確

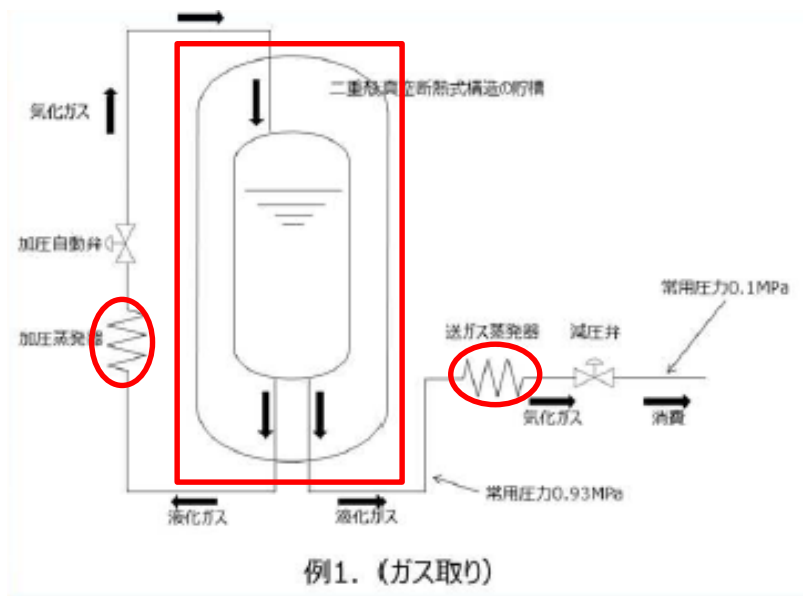
○「蒸発器」は、「加圧蒸発器」又は「送ガス蒸発器」のいずれかを示しているのか、若しくは両方を示しているのかが不明確

○「製造設備」「高圧ガス設備」「処理設備」「貯槽」と様々な扱われ方をしており、**統一性がない状況**

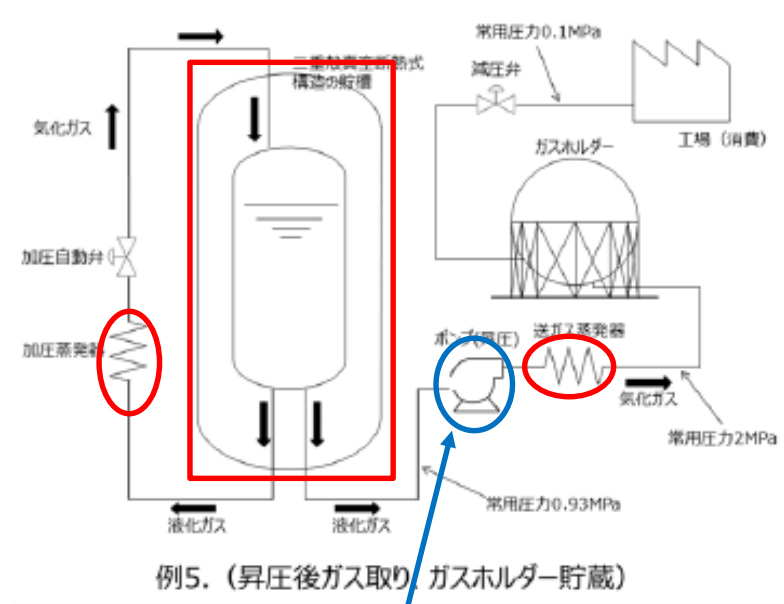
#### 4. (参考) コールド・エバポレーター (CE) の定義見直し

**二重殻真空断熱式貯槽 + 加圧蒸発器 (+ 送ガス蒸発器) のみで構成される定置式製造設備を、CEと定義する**よう、一般則第2条第1項第22号の2、コンビ則第2条第1項第13号の2を新設しました。

##### CEとして規制



##### 一般的な高圧ガス設備として規制



昇圧のためのポンプ

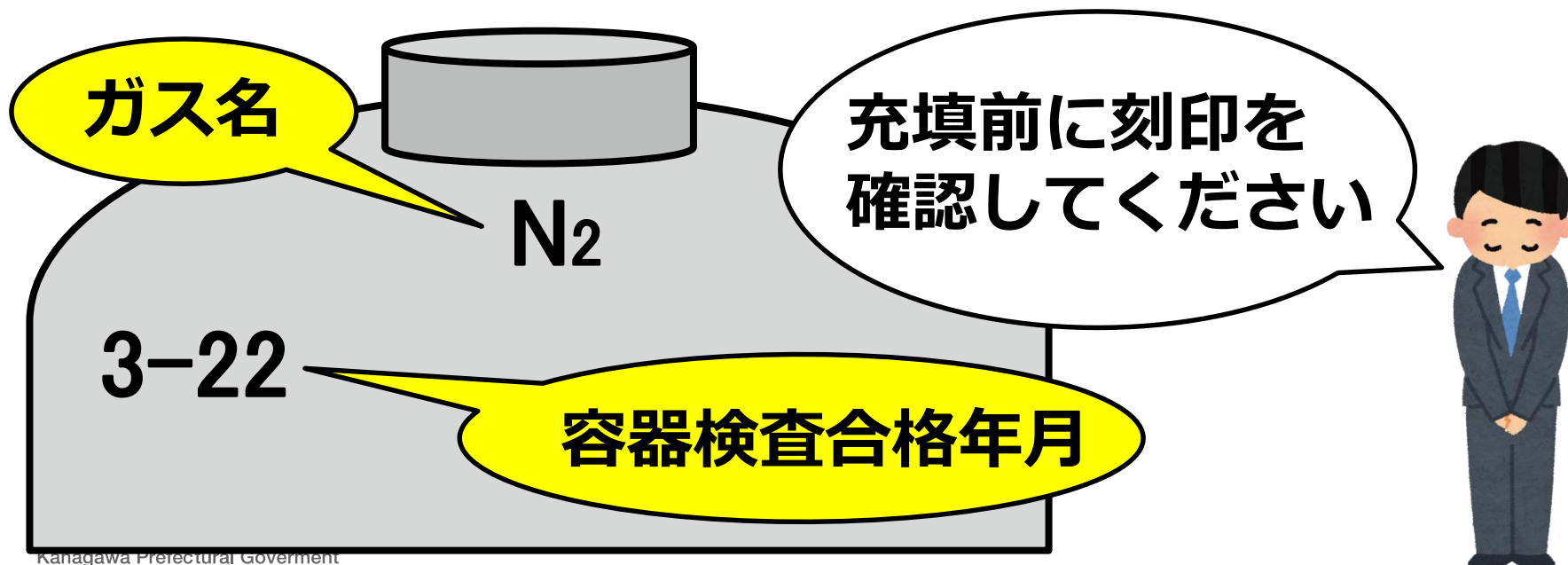




## **(2) 2021年度事例からの注意 喚起・相談対応等の情報提供**

## <① 高圧ガス容器に対する容器再検査不備>

取り扱う容器が、**高圧ガス保安法容器保安規則が適用される容器**であるかを今一度確認し、高圧ガス容器の適正な管理及び使用について、法律を遵守いただきますよう徹底をお願いいたします。



## <②工事内容の確認・共有の徹底について>

### 概要

対象設備：熱交換器

(特定則制定以前の製造のため**特定設備相当品**)

対象工事：チューブバンドル更新

不備内容：当該機器の検査を「特定設備検査」と記載し申請  
➡ 「**委託検査**」だった。

### 注意事項

**特定設備検査品の場合**

完成検査不要

⇒

**実際は委託検査受検品**

県の完成検査必要

特定設備検査

⇒

委託検査

(事前確認なし)

(県へ事前確認必要)

## <②工事内容の確認・共有の徹底について>

### 原因

#### ①申請書の誤記について

工事・申請書類作成の担当と申請書類確認・提出の担当者間の情報共有不足。

#### ②委託検査受検前の県への事前確認不備について

- ・製作会社への情報伝達不備
- ・委託検査を受検する前に県への事前確認を得る仕組みが決められていなかった。

## <②参考：KHK委託検査について>

### 参考 委託検査について

	検査方法	取扱い
1	一般則第6条第1項第11号から第13号等に係る検査 (耐圧試験、気密試験、強度の確認)	軽微な変更の工事
2	KHKS 0803 可とう管に関する検査基準に係る検査	軽微な変更の工事
3	都道府県等行政機関に了承された検査 (特定設備の溶接を伴う部分取替など)	完成検査又は保安検査に活用

# <②参考：KHK委託検査について> 機-90102-10

様式 3

## 検査内容確認書

基準書番号	
依頼者の名称	
担当県等検査結果受入者との打合せ結果	基準書 _____ (基準書番号) に基づき、委託検査を受検することにつき、 _____ (検査結果受入者) の了承済み。
特記事項 ※以下のような内容を記載する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関との打合せ内容等、委託検査を受けるに至った経緯</li><li>・法適用外のものであって、他法規が適用される場合にあっては、適用法規</li><li>・既設設備の使用履歴及び保管状態</li></ul>	

**KHKホームページ**[https://www.khk.or.jp/inspection\\_certification/machine\\_facility/commission\\_inspec.html](https://www.khk.or.jp/inspection_certification/machine_facility/commission_inspec.html)

## <②工事内容の確認・共有の徹底について>

関係者間でコロナや電子化で直接的なやりとりが減っているかもしれませんが、工事内容の確認・共有の徹底はぜひお願いいたします。

変更する設備が「特定設備」なのか「特定設備相当品」なのか。また、「特定設備検査」「委託検査」どちらの検査を受けるのか。

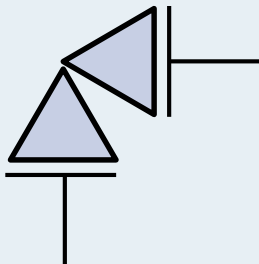
取扱いに不明な点がありましたら、県へ事前に御相談ください。



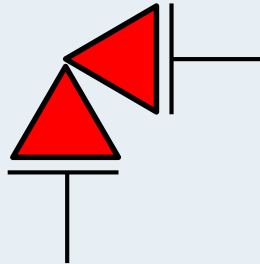
## <③安全弁の設定圧力の変更について>

### 更新に伴う変更

設定圧力  
1.5 MPa

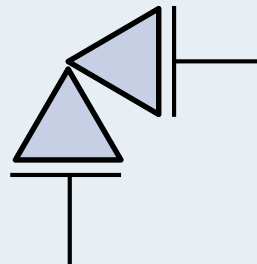


設定圧力  
1.2 MPa

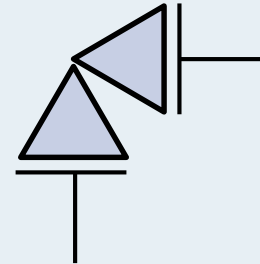


### 設定圧力のみ変更

設定圧力  
**1.5 MPa**



設定圧力  
**1.2 MPa**



**(安全弁の更新なし)**

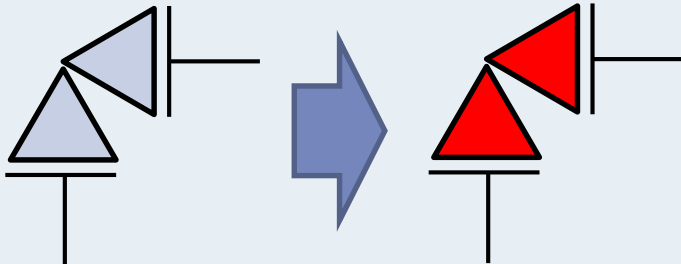


## <③安全弁の設定圧力の変更について>

### 更新に伴う変更

設定圧力  
1.5 MPa

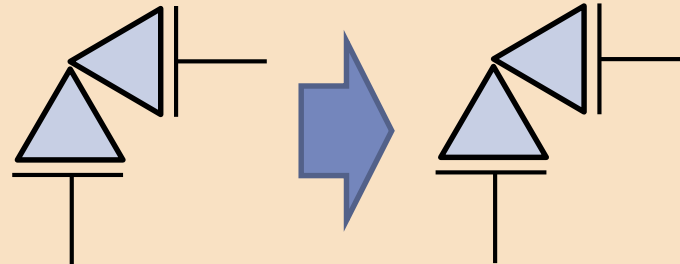
設定圧力  
1.2 MPa



### 設定圧力のみ変更

設定圧力  
**1.5 MPa**

設定圧力  
**1.2 MPa**



### 設定圧力のみの変更

- ⇒ 高圧ガス設備の変更工事に該当
- ⇒ 変更許可申請・完成検査※

※作動検査が可能な装置について

## ＜③安全弁の設定圧力の変更について(注意事項)＞

安全弁に係る工事・整備を行う際は、設定圧力について、変更の有無を確認するようお願いいたします。

安全弁の設定圧力を変更した際には、完成検査が必要※になりますのでご注意ください。

**※作動試験が可能な装置について**

## <④非認定品・認定期限切れのバルブの 手続き・完成検査内容について >

バルブの変更工事に関しては、下記の表のような扱いです。

変更工事の種類	必要な検査・書類等 (※記載がすべてではありません)
認定品への 変更工事	<u>認定試験者試験等成績書</u> 、 <u>気密試験</u> 等
非認定品への 変更工事	<u>肉厚測定</u> 、 <u>耐圧試験</u> 、 <u>気密試験</u> <u>強度計算書</u> 、 <u>材料確認 (ミルシート)</u> 等

## <④非認定品・認定期限切れのバルブの 手続き・完成検査内容について >

しかし今年度、非認定品のバルブへ変更工事後、完成検査書類の中に肉厚測定の記録がなかった事案が複数件ありました。

認定品のバルブへの変更工事では、認定試験者試験等成績書で耐圧試験や肉厚測定、強度計算書を担保することができますが、非認定品のバルブへ変更工事する場合は注意が必要です。

こんな事案もありました



<今年度あった事案>

認定期限（3年）が切れてしまった認定品の予備バルブへの取替え

**➔認定品とは認められない（非認定品の扱いになる）のでご注意を！**



**ご清聴ありがとうございました**